

◎2013年6月議会・一般質問

◎小川洋知事による答弁

<地域防災・減災体制の強化について>

【帰宅困難者対策】

お答え申し上げます。まず、備蓄基本計画における帰宅困難者対策についてでございます。大規模災害時に従業員や学生などが一斉に帰宅行動をとった場合、大きな混乱が生じる可能性がございます。このため、発災直後の一定期間、従業員等が事務所で待機できるよう、事業所において飲料水、食料や生活必需品の備蓄を行うとともに、徒歩帰宅者に対し、飲料水の提供等の支援を適切に行うことが重要でございます。

県では、県、市町村、事業所など備蓄に関連する各主体の役割と責務、それから県、市町村の施策の方向性を示す備蓄基本計画を今年度中に策定することといたしておりまして、その中で、帰宅困難者対策としての事業所における備蓄のあり方について、明らかにしたいと考えております。現在、各主体における備蓄の実態を調査の上、備蓄すべき品物、品目、それからその数量などの検討を進めているところでございます。

徒歩帰宅者支援ステーションの設置に関連する事業者との連携の現状と評価、今後の取り組みについて、お尋ねがございました。県では、福岡県西方沖地震を踏まえまして、平成18年度以降、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなどの事業者と「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」というもの、その締結を進めてきたところでございまして、現在、2800余の店舗が徒歩帰宅者支援ステーションとして指定をされております。

また、これらの支援ステーションの位置情報を、県のホームページ、防災メール・まもるくんを通じて広く県民の皆様に提供いたしております。

県としては、支援ステーションの一層の充実を図る必要があると考えておりまして、支援ステーションの新たな設置に向けまして、事業者に対し、協定締結の働きかけを行いますとともに、支援ステーションの従業員に対して、災害時における適切な対応のための意識啓発を行うよう、既に協定を結んだ事業者に対して働きかけを行ってまいります。

外国人に対する防災・災害情報の提供についてでございます。国際化の進展に伴いまして、本県に居住、あるいは来訪する外国人の方が増えております。これらの外

国人の災害時の安全確保を図るためには、情報提供が非常に重要でございます。在住外国人の方につきましては、市町村と連携をいたしまして、災害への備えや避難所情報を掲載した外国人のための防災ハンドブックを5つの言語で作成をし、配布しているところでございます。災害時におきましては、緊急情報が、テレビ、ラジオで多言語放送されるほか、本県といたしましては、災害時の放送要請に関する協定に基づきまして、多言語FMラジオ放送でありますLOVE FMにおきまして、災害情報の提供を行うことといたしております。

次に、外国人観光客への対策についてでございます。**本県では、海外からの観光客誘致を推進しておりまして、その受け入れ環境の整備は大変重要**でございます。特に、言葉が通じない海外では、安全・安心に旅行できるかどうか、その旅行先を選ぶ重要な要素のひとつになってございます。このため、県では、福岡県観光連盟の協力を得まして、市町村、観光協会、旅館、ホテル、交通事業者、旅行会社、観光施設などを対象といたしまして、災害発生時における外国人観光客への対応について研修を実施しております。具体的には、先ほど申しました災害発生時におけるテレビ、ラジオの多言語緊急放送の利用でありますとか、避難誘導路における絵文字の活用を促していくなど、外国人観光客の安全に役立つ情報を提供しています。

また、国際観光ホテルにつきましては、本県の地域防災計画に基づきまして、「外国人にも対応した避難計画を策定しているかどうか」「外国語表記で避難経路を表示しているかどうか」、そういった観点から立ち入り検査を行っているところでございます。**今後は県の観光情報ウェブサイト「クロスロードふくおか」に、外国人観光客のための災害対応に関連する情報を追加するなど、外国人観光客の安全対策を強化してまいります。**

東京都帰宅困難者対策条例について、お尋ねがございました。この東京都の条例は、都民や事業者、当然、都などの責務を定め、具体的な取り組みを促すものでございます。そのように理解しております。県としては、効果的で確実な対策を具体的にを行うことが何よりも重要であると考えております。このため、**まずは、先般策定をいたしております地域防災計画においても、私どもは帰宅困難者対策として位置付けております県民の心構え、事業者の災害時における責務などにつきまして、しっかりその啓発を行ってまいりたいと考えております。また、備蓄基本計画を踏まえた備蓄を各主体に求めていきますとともに、徒歩帰宅者支援ステーションの一層の充実を図るなど具体的な対策を進めてまいります。**

【南海トラフ巨大地震の広域避難計画】

次に、南海トラフ巨大地震において、本県が担うべき役割についてでございますが、

県では、大規模災害に備えまして、九州・山口 9 県災害時応援協定というものを締結し、各県との相互応援の枠組みを設けております。南海トラフ巨大地震対策に関する国の最終報告では、宮崎県や大分県などで甚大な被害が発生することが想定されておりまして、このような場合、本県は、この協定に基づき、職員の派遣、物資の提供などの支援を積極的に行ってまいります。

また、相対的に被害が小さいとされる本県では、これらの県からの避難者を受け入れる役割を担うことが考えられます。最終報告で掲げられております広域避難計画の内容や作成手順につきましては、現在、国において検討が進められているところでございます。県境を越える避難に当たりましては、国による調整のもと、福岡県は、避難施設および住宅の提供、それから緊急輸送路、輸送手段の確保、医療支援、健康相談などの役割を担うことが想定されるところでございます。県としては、このような役割をしっかりと果たして参りたいと考えております。

【安定ヨウ素剤の確実な配布体制】

次に、安定ヨウ素剤の保管・管理および乳幼児用の調製について、お尋ねがございました。住民用の安定ヨウ素剤につきましては、糸島薬剤師会に保管・管理を委託し、玄海原子力発電所から半径 30 キロメートル圏内に居住されます 40 歳未満の方々合計 6500 人分を 4 校区 5 カ所で備蓄をいたしております。また、防災業務関係者分につきましては、2500 人分を糸島市役所志摩庁舎等 6 カ所で備蓄をしているところでございます。原子力発電所事故発生時には、乳幼児用安定ヨウ素剤を迅速に調製することが必要であり、この調製につきましては、本来、医師や薬剤師が関与して行うものでございます。現在、国において、関係法令の整理が行われているところでございますが、県ではこれに先立ちまして、本年 3 月、糸島薬剤師会および糸島市職員を対象にいたしまして、調製訓練を 2 回行ったところでございます。なお、今年度も同様の訓練を行う予定でございます。

次に、安定ヨウ素剤の配布手順や体制の整備状況についてでございます。安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合には、糸島市の 30 キロ圏内の住民の方々が、安定ヨウ素剤を適切に服用できるよう、人員の確保、それから配布方法などについて、既に糸島市と協議を始めていたところでございます。そうした中、原子力規制委員会から配布の手順、服用のタイミング等が 6 月中に示される予定となったわけでございます。県といたしましては、その国から示される内容を踏まえまして、糸島市との協議を続け、事前配布を含め、地域の実情に合った配布手順と体制を具体的に検討していきます。

<地球温暖化対策の次期計画について>

次に、地球温暖化に関する国の動向と県の計画策定への影響について、お尋ねがございました。国は平成 25 年度、本年度ですね、2013 年度以降の京都議定書第二約束期間につきましては、不参加を表明いたしております。そして、国自身、京都議定書目標達成計画にかわる新たな計画というものを現在検討中であるという状況でございます。本県におきましても、平成 18 年 3 月に策定いたしました福岡県地球温暖化対策推進計画の計画期間が、昨年度、平成 24 年度までであることから、次期計画の策定を検討してまいりましたけれども、先に申しました国の計画との整合性を図るため、その策定を延期したところであるわけです。また、本年 3 月に策定いたしました福岡県環境総合ビジョンにおきましては、「低炭素社会の構築」というものを県の施策の柱として位置づけまして、地球温暖化に対する取り組みというのも示しておりますが、温室効果ガス排出量削減目標につきましては、地球温暖化対策推進計画において策定する、そういうところにとどめたところでございます。

次に、本県の温室効果ガス排出量についてお尋ねがございました。県内の温室効果ガス排出量は、平成 14 年度は 6098 万トンでありましたものが、平成 22 年度は 5981 万トンとなっております。次に、福岡県地球温暖化対策推進計画における目標は、国が温室効果ガスの削減目標を設定した分野のうち、本県において、今後排出量の増加が続くと見込まれました家庭部門、オフィス等の業務部門、運輸部門の 3 つの部門につきまして、それぞれ削減目標を定めました。これらの温室効果ガスの削減目標は、平成 22 年度までに平成 14 年度と比較いたしまして家庭 1 世帯当たり約 10%削減、事業所の単位床面積当たり約 8%削減、自動車 1 台当たり約 13%それぞれ削減といたしておりました。平成 22 年度の実績では、家庭につきましては 2.1%増加、事業所につきましては 1.1%減少、自動車につきましては 10.2%減少という結果にそれぞれなっております。

福岡県地球温暖化対策推進計画における取り組みと効果についてでございます。県におきましては、家庭の省エネルギー型のライフスタイルについて啓発をいたしませんエコファミリー応援事業、企業向けの省エネ講座、エコドライブ講習会などを実施してまいりました。普及啓発の中核的拠点でございます福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおきましては、地域の NPO、自治会、学校等各主体の温暖化対策の活動支援を実施してきております。こうした取り組みもありまして、温室効果ガスの排出量は、平成 21 年度にかけて減少傾向にありましたが、平成 22 年度では猛暑厳冬の影響もありまして、増加をいたしております。これまでの取り組みをしっかりと実施していく必要があると、このように考えているところでございます。

次期福岡県地球温暖化対策推進計画の策定についてでございます。本県のこの計画の策定に当たりましては、計画をより効果的なものにし、また、国の目標値と乖離を避けるために、国の計画との整合性を図ることが必要であると、このように考えております。また、これまでの取り組みや成果を十分踏まえた計画になるように検討していきたいと考えております。策定の時期でございますけれども、国が新しい計画を策定した後、本県の計画を策定をさせていただきます。

◎田辺による再登壇＝指摘・要望

ご答弁をいただきました。各テーマで指摘、要望をさせていただきます。

帰宅困難者対策としての備蓄基本計画について、これ重要なのは東京都の条例にあるように、知事や県・市町村、事業者など各主体の責務を明確化したうえで、具体策を進めることだと思っています。なにより県民の皆さんの意識を持ってもらうのは重要です。この点、東京都の条例のように、条例を作れとは私も申しませんけれども、こうした条例の意義を踏まえたうえで、本日の答弁を踏まえ、取り組んでいただきたいと思えます。また、外国人観光客への対応というのは、答弁を聞くと、正直、宿泊施設以外は緒についたばかりなんだなと思えます。今回、新たに観光情報ウェブサイトの活用方針などを示していただいたことは前向きに捉えていますけれども、重要なのは、外国人観光客の皆さんが都市部で活発に動き回っている日中における初動対応だと考えます。こうした点、例えば、多言語での図記号、紙に書いて各事業者が準備をしておくといったことも有効とされておりまして、こうしたことをいっそう事業者の方々と連携し、しっかりと進めていただきたいと強く要望をしておきます。

安定ヨウ素剤についてなんですけれども、これは公費で補正予算も組んで備蓄したものですから、いつ有事が起きてもいいように、配布体制を早期に構築していただきたいと思えます。既を買っているのに今配る体制がない、というのはやはり問題だと思えます。本県が地元と協議しながら、なかなか妙案が浮かばないというのは非常に難しいテーマなのでわかるんですけれども、こうした現状を考えますと、原子力規制委から月内に示されると今答弁にありました、いわゆるマニュアルで、目からうろこの案が突然出てくるというのは実際は難しいんじゃないかと懸念をしています。今回の答弁の中で、規制委が最新の原子力災害対策指針で PAZ 外、5 キロ圏外には例外としてしか示していない「事前配布」の手法も含め、本県としては検討の俎上に載せるという主体的な姿勢を知事から示していただいたことは、前向きに受け止めたいと

思います。

また、南海トラフの広域避難計画の策定に向けても、役割の想定の一部を示していただきました。私見ですけれども、東日本大震災におきましては広域避難に手間取って、甚大な被害を受けた医療機関や介護施設からの避難の最中に死者が出るという痛ましいケースもありました。一般の避難民の皆さんへの対応に加え、要援護者対策の視点が極めて重要になると考えますので、本県の責務を積極的に果たすべく、主体的に策定に関与していただきたいと要望をしておきます。

最後に地球温暖化対策です。答弁では「国の計画との整合性」といった面が強調されていました。国の計画に沿って削減目標を設定したとされる前期の計画で、削減目標を、数字お示しいただきましたけれども、達成できなかったという理由は、そもそも国の目標値に問題があったのか、国の目標値に従って県が目標値を設定したこと自体に問題があったのか、目標値は妥当だけれども県の取り組みが不十分だったのか、こうした点をぜひとも次期計画を策定するに当たり、しっかりと県庁内で検証をしていただきたいと思います。次期計画の策定につきましては、原発再稼働の問題も視野に入れなければならないといったこともあり困難だとは思いますが、意義ある計画となるよう、強く要望をしておきます。

今回の質問は、いずれも本県として、国の動きに様々な事情がありながらも、主体性を持って取り組むことが重要だと考えたいくつかのテーマについて例示をし、質問をさせていただきました。分権の時代、引き続き、知事におかれましては、しっかりと本県のために取り組んでいただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。